

みどりのたより

57号

平成25年6月25日

CONTENTS

- 「農薬危害防止運動が始まりました」・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
 - 平成25年度農薬危害防止運動の実施について・・・・・・・・ 1
 - 農薬危害防止運動実施要綱・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
 - ・別記1 農薬による事故の主な原因及びその防止のための注意事項・・ 10
 - ・別記2 農薬の不適正使用の主な原因及びその防止対策・・・・ 12
 - ・別記3 毒劇物たる農薬の適正販売強化対策・・・・ 14
- 「家庭園芸農薬等の広告宣伝に関するガイドライン」の制定について・・・・ 16
- 農薬の登録申請に係る試験成績について・・・・・・・・・・・・ 20
 - 概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21
 - 毒性に関する試験の種類とその目的等・・・・・・・・・・・・ 23
 - 薬効、薬害、毒性及び残留性に関する試験成績の作成に係る条件・・・・ 32
- 農薬登録における作物分類について・・・・・・・・・・・・ 38
- 和歌山県でウメ輪紋ウイルスに感染した植物が確認されました・・・・ 39
- 病虫害発生予察情報「特殊報」について・・・・・・・・・・・・ 40
- 使用制限のかかる農薬変更登録情報・・・・・・・・・・・・ 41
- 食品・添加物等規格基準の改正について・・・・・・・・・・・・ 42
- 協会からのお知らせとお願い・・・・・・・・・・・・・・・・ 42
 - 通常総会、臨時理事会が開催されました・・・・・・・・ 42
 - 「緑の安全管理士会」役員会が開催されました・・・・ 42
 - 「緑の安全管理士」の皆さんへのお願い・・・・・・・・・・・・ 43
 - 電話相談室について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 44
 - 緑の安全推進協会の出版物などのご案内・・・・・・・・・・・・ 45

公益社団法人 緑の安全推進協会

● 「農薬危害防止運動」が始まりました。

農林水産省は、厚生労働省及び環境省と共同で、農薬の使用に伴う事故・被害を防止するため、農薬の安全かつ適正な使用や保管管理、環境への影響に配慮した農薬の使用等を推進する「農薬危害防止運動」を6月から8月までの3か月間実施するとして農林水産省消費・安全局長から通知がありました。

緑の安全管理士の皆様も趣旨をご理解いただき、ご協力をお願いします。主な実施内容は次の通りです。

- (1) 農薬及びその取扱いに関する正しい知識の普及啓発
- (2) 農薬による事故を防止するための指導
- (3) 農薬の適正使用等についての指導
- (4) 農薬の適正販売についての指導
- (5) 有用生物や水質への影響低減のための関係者の連携

農薬危害防止実施要綱は昨年度と大きく変わりませんが、新たな住宅地等通知が発出されたことから、住宅地等での農薬使用についての記載が変更されています。



役職発 0 5 0 2 第 1 号
2 5 消安第 4 1 5 号
環水大土発第 1305021 号
平成 2 5 年 5 月 2 日

都道府県知事
保健所設置市市長
特別区区長

殿

厚生労働省医薬食品局長
農林水産省消費・安全局長
環境省水・大気環境局長

平成 2 5 年度農薬危害防止運動の実施について

農薬危害防止運動は、これまで農薬の安全かつ適正な使用及び保管管理の徹底に大きな役割を果たしてきており、その実施について従来から格別の御配慮をいただいているところである。

また、農薬の飛散低減、住宅地等を含む周辺環境への影響を防ぐための対策等を含めた農薬の適正使用に係る指導についても、御協力いただいているところである。

しかしながら、農薬の使用に当たっては、依然として、①土壌くん蒸剤施用後の作業管理が十分でなかった事例、②周辺環境への配慮が十分でなかった事例、③住宅地周辺での農薬使用に際しての周辺住民への周知の不徹底等の事例、④農薬の不適切な管理による誤飲事例及び⑤農薬ラベルの確認の不徹底等に起因する農薬使用基準の違反事例が散見されている。

また、農薬の使用が原因と疑われる蜜蜂の斃死が散見されるため、養蜂関係者と農薬使用者、農業団体等が情報交換等を通じて連携を密に行うよう、引き続き指導を行っていく必要がある。

以上のような状況を鑑み、本年度においても、国及び地方公共団体の緊密な連携の下、関係諸団体の協力を得て、別紙のとおり農薬危害防止運動実施要綱を定め、農薬危害防止運動を全国的に実施することとしたので、貴職におかれても本運動の実施について、特段の御配慮及び御協力をお願いする。

別紙

農薬危害防止運動実施要綱

第 1 趣旨

農薬の安全かつ適正な使用及び保管管理の徹底は、農産物の安全確保及び農業生産の安定のみならず、国民の健康の保護及び生活環境の保全の観点からも極めて重要である。

このため、従来から、農薬取締法（昭和23年法律第82号）及び毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）に基づく取締り等に努めてきたところである。

また、食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく残留基準に対してきめ細やかに対応するため、農薬の飛散低減対策を含めた農薬の適正使用並びに地域及び関係部局間の連携協力体制の強化が求められているところである。

しかしながら、農薬の使用に伴う使用者、周辺住民、家畜、周辺環境等に対する被害の発生事例や、農薬の不適正な使用により農作物から食品衛生法に基づく残留基準を超えて農薬が検出される事例が依然として散見される状況にある。

さらに近年、農薬の使用地域周辺の住民等の健康影響に対する配慮が強く求められており、農薬を安全かつ適正に使用することの必要性が高まっている。

加えて、農薬登録がなされていないにもかかわらず、病虫害の防除に効果があるとする資材が販売及び使用された事例も散見され、引き続きそのような資材の販売及び使用を根絶するための周知・指導の強化を図っていく必要がある。

このため、農薬取締法ほか関係法令に基づき遵守すべき事項について周知徹底するとともに、農薬及びその取扱いに関する正しい知識を広く普及させることにより、農薬の適正販売、安全かつ適正な使用及び保管管理並びに使用現場における周辺への配慮を徹底し、もって、農薬による事故等を極力防止することを目的として、農薬危害防止運動を実施する。

第2 名称

農薬危害防止運動

第3 実施期間

原則として、平成25年6月1日から同年8月31日までの3か月間とする。

なお、各地域においては、農薬の使用実態等地域の実情を考慮して、適切な時期に取り組むこととする。

第4 実施主体

国、都道府県、保健所設置市及び特別区とする。

このうち、国にあつては、地方農政局の地域センター等の職員を活用し、都道府県、保健所設置市及び特別区と連携の上、地域に密着した農薬の適正使用等についての指導を行うものとする。

都道府県、保健所設置市及び特別区にあつては、地域の特性を活かした運動方針、重点事項等を掲げた実施要領を作成し、関係機関及び関係団体が一体となって協力体制を整備するとともに、農業者、防除業者等農薬を使用する者（以下「農薬使用者」という。）、毒物劇物取扱者、農薬販売者及び地域住民の意見を採り入れ、運動の活発化を図るよう努めるものとする。

第5 実施事項

1 農薬及びその取扱いに関する正しい知識の普及啓発

(1) 広報誌等による普及啓発

報道機関に記事掲載の依頼を行うとともに、広報誌、ポスター、インターネット等多様な広報手段を用いて、本運動並びに農薬及び農薬使用に関する正しい知識の普及啓発を行う。

(2) 講習会等の開催を通じた普及啓発

農薬使用者のほか、毒物劇物取扱者、農薬販売者等を対象として、農薬の適正販売、安全かつ適正な使用、農薬による危害の防止対策、事故発生時の応急処置、関係法令等に関する講習会等を開催し、農薬の取扱いに関する正しい知識の普及を図る。

その際、農薬の安全かつ適正な使用や保管管理、中毒時の応急処置、地域の医療機関情報等について解説した資料を配布し、理解の増進に努める。

(3) 医療機関等に対する農薬中毒発生時の対応についての情報提供等

医療機関等に対して、農薬の中毒時の症状及びその応急処置等について解説した資料を配布し、万が一事故が発生した場合の処置体制について万全を期する。

2 農薬による事故を防止するための指導等

(1) 農薬散布時の事故防止対策の周知徹底

農薬散布の際の不注意等に起因する事故を未然に防止するため、農薬使用者、病害虫防除の責任者及び農薬使用委託者を対象として、遵守すべき関係法令及び別記1「農薬による事故の主な原因及びその防止のための注意事項」の周知徹底を図る。

その際には、特に以下の事項について指導を徹底する。

ア 土壌くん蒸剤の使用に当たっての安全確保の徹底

土壌くん蒸剤を使用する場合は、防護マスク等の着用や施用直後のビニール等での被覆を確実にを行う等の安全確保を徹底すること。

(「クロルピクリン剤等の土壌くん蒸剤の適正使用について」(平成18年11月30日付け18消安第8846号農林水産省消費・安全局長通知)参照)

イ 住宅地等における農薬使用に当たっての必要な措置の徹底ほ場のみならず、学校、保育所、病院、公園、保健所等の公共施設内の植物、街路樹及び住宅地に近接する場所において農薬を散布する農薬使用者等に対し、農薬の飛散が周辺住民や子ども等に健康被害を及ぼすことがないように、以下に掲げる事項を始めとする対策が示されている

「住宅地等における農薬の使用について」(平成25年4月26日付け25消安第175号・環水大土発第1304261号農林水産省消費・安全局長、環境省水・大気環境局長通知)を周知し、その事項の遵守を徹底すること。

① 農業生産場面

住宅地等の周辺ほ場(市民農園や家庭菜園を含む)において農薬を散布する場合は、農薬の飛散を防止するための必要な措置を講じるとともに、事前に農薬を散布する日時、使用農薬の種類等を記した書面、看板等により周辺住民への周知を行うこと。

② 公園等一般場面

学校、保育所、病院、公園、保健所等の公共施設内の植物、街路樹及び住宅地に近接する森林等、人が居住し、滞在し、又は頻繁に訪れる土地又は施設の植栽における病虫害防除等に当たっては、「公園・街路樹等病虫害・雑草管理マニュアル」（平成22年5月31日環境省水・大気環境局土壌環境課農薬環境管理室）も参考としつつ、病虫害の発生や被害の有無にかかわらず定期的に農薬を散布することをやめ、日常的な観測によって病虫害被害や雑草の発生を早期に発見し、被害を受けた部分の剪定や捕殺、機械除草等の物理的防除により対応するよう最大限努めること。やむを得ず農薬を使用する場合にも、散布以外の方法を十分に検討し、散布する場合でも最小限の部位及び区域にとどめ、飛散防止対策をとる等、農薬の選択及び使用方法を十分に検討し、事前に農薬を散布する日時、使用農薬の種類等を記した書面、看板等により周辺住民、施設利用者等への周知を行うこと。

さらに、農薬使用者等だけでなく、国及び地方自治体の施設管理部局、集合住宅の管理業者等、施設内や住宅地周辺の植栽管理のために病虫害防除を委託する可能性がある者に対しても、このことについて周知を徹底すること。

ウ 航空防除における農薬使用に当たっての留意事項の徹底

- ① 有人及び無人ヘリコプターを用いて農薬を散布する場合は、関係法令等を遵守するとともに、事前に農薬を散布する日時、使用する農薬の種類等について、周辺住民等への周知を行うこと。また、農薬散布の際は、散布区域内及びその周辺における危害防止に万全を期すとともに、作業関係者の安全に十分留意すること。

（有人ヘリコプター：「農林水産航空事業の実施について」（平成13年10月25日付け13生産第4543号農林水産事務次官依命通知）及び「農林水産航空事業実施ガイドライン」（平成16年4月20日付け16消安第484号農林水産省消費・安全局長通知）、無人ヘリコプター：「無人ヘリコプター利用技術指導指針」（平成3年4月22日付け3農蚕第1974号農林水産省農蚕園芸局長通知）参照）

- ② 特に、近年利用が増加している無人ヘリコプターによる農薬散布について、安全対策を強化・徹底し、事故防止を図ること。

具体的には、無人ヘリコプターを用いて農薬を散布する場合は、架線等の危険箇所の把握、操作要員及び補助員の配置、飛行経路の選定等について、実施計画策定時及び散布実施時において十分に検討・確認し、安全かつ適正に実施すること。

さらに、具体的な危険箇所の確認が事故発生防止には重要であり、散布ほ場及びその周辺の地図を作成し、操作要員と補助員が連携して散布ほ場の下見を行うことにより、危険箇所及び飛行経路を明確に地図に示す等、事前確認を強化・徹底すること。

また、万が一事故等が発生した場合には、関係通知等に基づき適切に対応すること。

（「無人ヘリコプターによる空中散布等に伴う事故情報の報告依頼について」（平成23年1月28日付け22消安第7704号農林水産省消費・安全局植物防疫課長通知）及び「平成25年度以降に向けた無人ヘリコプターの安全対策の徹底及び平成24年度の事故情報の報告状況について」（平成25年3月12日付け24消安第5953号農林水産省消費・安全局植物防疫課長通知）参照）

- ③ 公園、森林、ゴルフ場等において有人及び無人ヘリコプターを用いて農薬を散布する場合は、関係法令等を遵守するとともに、事前周知

の実施等により、周辺住民、施設利用者等に十分に配慮すること。

(2) 農薬の保管管理及び適正処理に関する指導の徹底

農薬の誤飲・誤食による中毒事故の発生その他農薬による危害や悪用を防止するため、農薬使用者に対し、関係法令及び別記1 に基づく対策の徹底を図るよう指導する。

その際には、特に以下の事項について指導を徹底する。

ア 農薬は飲食品の空容器等へ移し替えたりせず、施錠のされた場所に保管する等、保管管理を徹底すること。

特に、平成24年10月1日より、ジチアノン及びこれらを含む製剤(50%以下を含むものを除く。)、酸化フェンブタズ及びこれを含む製剤を毒物に指定した。また、ジチアノン50%以下を含む製剤、メチレンコハク酸及びこれを含む製剤を劇物に指定した。これらを含め、毒物又は劇物に相当する農薬を保管する場合は、関係法令の遵守を徹底すること。

(「毒物及び劇物指定令の一部改正等について」(平成24年9月21日付け薬食発0921第1号厚生労働省医薬食品局長通知) 参照)

(「農薬の誤飲を防止するための取組について」(平成23年5月16日付け23消安第1114号農林水産省消費・安全局農産安全管理課長通知) 参照)

イ 使用しなくなった農薬については、関係法令を遵守し、廃棄物処理業者へ依頼する等により適正に処理すること。

(3) 農薬使用者の健康管理

農薬使用者に対し、その健康の管理に十分留意させるとともに、特に病害虫の共同防除に従事する者に対しては、作業の前後に必要なに応じて健康診断を受診するよう指導する。

(4) 事故情報の把握

今後の事故防止対策に反映させるため、医療機関等との連携を密にし、医療機関等に対し、事故内容等の速やかな報告を依頼する等農薬による事故の状況を的確に把握する。

3 農薬の適正使用等についての指導等

(1) 農薬使用基準の遵守の徹底

農薬による危害の防止及び農作物の安全確保のため、農薬使用者に対し、農薬使用基準(農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令(平成15年農林水産省・環境省令第5号)で定められている基準をいう。)の遵守を徹底するよう指導する。特に適用作物、使用時期、使用方法等を守るため、農薬使用者及び農薬使用委託者に対し、別記2「農薬の不適正使用の

主な原因及びその防止対策」に基づく対策を図るよう、地方公共団体の関係部局、農業協同組合、農産物直売所等関係機関の職員を活用しつつ、巡回指導や集団指導等の方法により効果的に指導を行う。

加えて、農業者に対しては、「農業生産工程管理(GAP)の共通基盤に関するガイドライン」(平成22年4月21日付け22生産第479号農林水産省生産局長通知)等を参考として、各生産地が取り組んでいる生産工程管理の点検項目の中の農薬の適正使用に関する

る取組について、改めて注意喚起を行い、安全な農産物を生産できるよう、積極的に指導を行う。

その際には、特に以下の事項について指導を徹底する。

（「農薬適正使用の徹底について」（平成22年12月15日付け22消安第7478号農林水産省消費・安全局農産安全管理課長通知）参照）

ア 適用のない作物に誤って農薬を使用することのないよう、必ず使用前にラベルを確認する。同じ科に属する作物であっても、作物の形状や栽培形態が異なるものや、作物の名称や形状が似ているが異なる作物であるものは、使用できる農薬や使用方法が異なる場合があることに注意すること。

イ 使用した農薬が散布対象の作物とは別の作物に付着・残留することのないよう、当該別の作物に農薬が飛散することを防止する対策を徹底するとともに、農薬の使用前後には防除器具を点検し、十分に洗浄されているか確認すること。特に、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号）に基づく有機農産物の認証を受けようとする農家の生産ほ場周辺で作業する場合には、当該生産ほ場への農薬の飛散等に十分注意すること。

（「農薬の使用基準の遵守及び飛散防止対策の徹底について」（平成23年9月5日付け23消安第3034号農林水産省消費・安全局農産安全管理課長、植物防疫課長通知）及び「農薬飛散対策技術マニュアル」（平成22年3月農林水産省消費・安全局植物防疫課）参照）

ウ 水産動植物の被害防止に係る農薬登録保留基準の設定に当たり、平成17年度から20年度に水道事業者が実施した水道原水の水質調査の結果等と照らし合わせた結果、平成23年度までに新たに設定した基準値を上回る濃度の農薬成分が検出された事例がみられており、十分な止水期間をとらずに水田内の水を排水路に流してしまったことがその一因と推察されたことから、水田において農薬を使用する場合は、注意事項に記載された止水期間を遵守し、適切な水管理や畦畔整備の措置を講じること。

（「水田において使用される農薬における止水期間の遵守の徹底について」（平成23年10月12日付け23消安第3601号農林水産省消費・安全局農産安全管理課長通知）参照）

（2） 販売及び使用が禁止されている農薬の取扱いに関する指導の徹底農薬使用者に対し、販売及び使用が禁止されている農薬について、農林水産省のホームページ等において提供する情報を確認した上で、これらの農薬が自宅の倉庫等で発見された場合は、使用したり、他人に譲渡したりせず、関係法令を遵守して適切に処理するよう指導する。

なお、平成22年4月1日に販売禁止農薬に追加されたケルセン又はジコホールを含む農薬及び平成24年4月1日に販売禁止農薬に追加されたベンゾエピン又はエンドスルファンを含む農薬については、農薬製造者が自主回収を行っているため、農協及び販売店に持参するよう指導する。

（毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号、消防法（昭和23年法律第186号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）及び「販売禁止農薬等の回収について」（平成23年12月13日付け23消安第4597号農林水産省消費・安全局農産安全管理課長通知）参照）

(3) 無登録農薬の疑いがある資材の使用に関する指導の強化農薬使用者に対し、ラベルに農薬登録番号がなく、農薬の効果を謳った、又は病虫害の防除効果がある資材は、無登録農薬の疑いがあり、その安全性や効果が保証されたものではないことから、これら資材については、農薬として使用しないよう指導する。

また、こうした資材に係る情報については、農林水産省ホームページ内の「農薬目安箱」に提供するよう指導する。

(4) その他の留意事項

ア やむを得ず現地混用を行う場合は、ラベルに表示されている混用に関する注意事項を厳守するとともに、生産者団体が発行する「農薬混用事例集」等を参考とし、これまでに知見のない組み合わせで現地混用を行わないよう指導する。

イ 不可欠用途臭化メチル剤やその代替剤であるヨウ化メチル剤を使用する際は、保護具を着用し、使用後は直ちに被覆を行う等、安全なくん蒸を行うよう指導する。なお、不可欠用途臭化メチル剤の使用については、すでに土壤消毒用途が2012年で終了し、クリを対象とした収穫物用途の使用も2013年で終了することから、代替剤及び代替技術の円滑な導入・普及を指導する。

ウ 不要となった農薬の水路等への投棄や、散布液の流出により、水産動植物に甚大な被害を与えることのないよう、散布液は必要な量だけを正確に調製し、不要となった農薬は関係法令を遵守して適正に処分するよう指導する。

4 農薬の適正販売についての指導等

(1) 農薬販売者に対する指導の徹底

農薬販売者を対象として、関係法令に基づく立入検査等を実施し、無登録農薬の販売の取締り及び適正な農薬の販売に関する指導を行う。特に毒物又は劇物（以下「毒劇物」という。）たる農薬の販売業者に対しては、別記3「毒劇物たる農薬の適正販売強化対策」を周知徹底する。特に、平成24年10月1日に、ジチアノン及びこれらを含有する製剤（50%以下を含有するものを除く。）、酸化フェンブタズ及びこれらを含有する製剤を農業品目販売業者が取り扱うことができる毒物に指定した。

また、ジチアノン50%以下を含有する製剤、メチレンコハク酸及びこれらを含有する製剤を農業品目販売業者が取り扱うことができる劇物に指定し、既に劇物として指定しているヨウ化メチル及びこれらを含有する製剤を農業用品目販売業者が取り扱うことができるように指定した。これらの農薬の販売に当たっては、関係法令を遵守するよう指導する。

（「毒物及び劇物指定令の一部改正等について」（平成24年9月21日付け薬食発0921第1号厚生労働省医薬食品局長通知）参照）

劇物に指定している有機シアン化合物のうち、シアントラニリプロール及びこれらを含有する製剤を農業用品目販売業者が取り扱うことができる劇物の指定から除外した。このことについても周知を徹底する。

（「毒物及び劇物指定令の一部改正等について」（平成24年9月20日付け薬食発0920第2号厚生労働省医薬食品局長通知）参照）

なお、農薬販売者に対する立入検査の実施に際しては、同一の販売者に対して同一年度に重複して実施されることのないよう、毒物及び劇物取締法担当部局と農薬取締法担当部局との間で連絡を密にして情報の共有化を図り、効率的な立入検査を実施する。

（「毒物及び劇物取締法及び農薬取締法に基づく立入検査に係る技術的助言について」

（平成19年3月30日付け薬食発第0330025号・18消安第14527号厚生労働省医薬食品局長、農林水産省消費・安全局長通知）参照）

（2）農薬販売者の届出等に関する指導の徹底

農薬の販売に当たっては都道府県知事への届出及び毒劇物たる農薬の販売に当たっては都道府県知事等への登録がそれぞれ義務付けられているので、当該届出等を行うことなく、インターネット等を利用した販売を行わないよう指導を徹底する。

（3）販売禁止農薬の自主回収への協力に関する指導の徹底

農薬販売者に対し、農薬製造者が自主回収を行っている農薬（3の（2）参照）について農薬使用者への周知に努めるとともに、農薬使用者から農薬の返品の出があった場合は、これを受け付けて農薬製造者に送付するよう指導する。

（4）無登録農薬の疑いがある資材の販売に関する指導の強化

農薬販売者に対し、ラベルに農薬登録番号がなく、農薬の効果を謳った、又は病虫害の防除効果がある資材は、無登録農薬の疑いがあり、その安全性や効果が保証されたものではないことから、これら資材については、農薬として販売しないよう指導する。

また、こうした資材に係る情報については、農林水産省ホームページ内の「農薬目安箱」に提供するよう指導する。

5 有用生物や水質への影響低減のための関係者の連携

（1）蜜蜂の危害防止対策

農林水産省が毎年実施している農薬の使用に伴う被害の実態調査において、農薬の使用が原因と疑われる蜜蜂の斃死が散見されることから、養蜂関係者や農薬使用者、農業団体等に対して、これら関係者が緊密に連携し、農薬使用に際しては事前に農薬使用予定の情報共有を行う等、これまで以上に危害防止の取組を強化するよう指導する。

（「みつばちへの危害防止に係る関係機関の連携の強化等について」（平成17年9月12日付け17消安第5679号消費・安全局農産安全管理課長、植物防疫課長、生産局畜産部畜産振興課長通知）及び「花粉交配用みつばちの安定確保に向けた取組の推進について」（平成21年7月24日付け21消安第4395号消費・安全局長、生産局長通知）参照）

（2）魚介類の被害及び水質汚染の防止対策

魚介類の被害の防止、河川、水道水源等の汚染の防止等環境の保全を図るため、農薬を使用する場所の周辺の公共用水域の水質の調査等を必要に応じて行い、その結果を活用して農薬使用者等を指導する。なお、水質調査等の実施に際しては、水道事業者等関係機関が実施する水質検査結果を活用する。

（3）土壌くん蒸剤による水質影響の低減対策

土壌くん蒸剤に関して、ほ場周辺の井戸水からクロルピクリンが高濃度で検出された事例があったことから、必ずしも同剤を深層処理したこととの因果関係は明らかにされてい

ないものの、環境及び衛生関係当局から同様の情報を入手した場合には、農業現場における使用状況の把握に努めるなど、関係機関が連携して対処する。

別記 1

農薬による事故の主な原因及びその防止のための注意事項

【人に対する事故】

1 農薬散布前

(1) 原因

- ① 散布作業前日に飲酒または睡眠不足があったことによるもの、その他病中病後など体調の万全でない状態で散布作業に従事したことによるもの（ア、イ）
- ② 農薬用マスク、保護メガネ等の防護装備の不備、防除器具等の点検不備によるもの（ウ、エ）
- ③ 通行人や近隣の住民への配慮が十分でなかったことによるもの（オ、カ）

(2) 防止対策

- ア 散布作業前日には、飲酒を控え、十分な睡眠をとる。
- イ 体調の優れない、または著しく疲労しているときは、散布作業に従事しない。
- ウ 農薬の調製又は散布を行うときは、農薬用マスク、保護メガネ等防護装備を着用し、かつ、慎重に取り扱う。
- エ 散布に当たっては、事前に防除器具等の十分な点検整備を行う。
- オ 農薬を散布するときは、散布前に周辺住民等の関係者に連絡し、必要に応じ立札を立て注意喚起を行うなど、子どもや散布に関係のない者が作業現場に近づかないよう配慮する。
- カ 農薬散布区域の近隣に学校、通学路等がある場合には、当該学校や子どもの保護者等への周知を図り、散布の時間帯に最大限配慮する。

2 農薬散布中

(1) 原因

- ① 炎天下で長時間散布作業に従事したことによるもの（ア）
- ② 散布の途中で農薬が付着した手で飲食・喫煙したことによるもの（イ）
- ③ 強風中や風下での散布等散布者の不注意により、周辺の者や散布作業者が農薬に暴露したことによるもの（ウ、エ）
- ④ 土壌くん蒸剤の使用に当たって、揮散防止措置を講じなかったことによるもの（オ）
- ⑤ 通行人や近隣の住民への配慮が十分でなかったことによるもの（カ）

(2) 防止対策

- ア 炎天下での長時間の散布作業は避け、朝夕の涼しい時間を選び、2～3時間ごとに交替して行う。
- イ 散布作業の合間には飲食・喫煙をしない。

- ウ 周辺への飛散を防ぐため、強風時における散布は控える。
- エ 風下からの散布、水稻の病虫害防除の際の動力散粉機（多孔ホース噴頭）の中持ち等はやめ、農薬を浴びることのないように十分に注意する。
- オ クロルピクリン剤等土壌くん蒸剤の使用に当たっては、揮散した薬剤が周辺に影響を与えないよう風向き等に十分注意するとともに、直ちに完全に被覆する。
- カ 居住者、通行人等に被害を及ぼさないよう、散布時の風向きに十分注意する。

3 農薬散布後

(1) 原因

- ① 散布作業後に飲酒又は睡眠不足があったことによるもの（ア）
- ② 通行人や近隣の住民への配慮が十分でなかったことによるもの（イ）

(2) 防止対策

- ア 散布作業後には、飲酒を控え、十分な睡眠をとる。
- イ 公園、校庭等に農薬を散布した後は、少なくとも当日は散布区域に縄囲いや立札を立てる等により、関係者以外の者の立入りを防ぐ。

4 保管、廃棄

(1) 原因

- ① 農薬の保管管理が不適切だったため、高齢者、子ども等が誤飲したことによるもの（ア～ウ）
- ② 使用残農薬を不注意に廃棄したり、不要になった農薬を放置したことによるもの（エ、オ）
- ③ 農薬が残っている容器が適切に処分されなかったことによるもの（エ、オ）

(2) 防止対策

- ア 毒物又は劇物に該当する農薬のみならず、全ての農薬について、安全な場所に施錠して保管する等農薬の保管管理には十分注意する。また、散布や調製のため保管庫等から農薬を持ち出した際には、子どもや作業に関係のない者が誤って手にすることのないよう、農薬から目を放さず、作業終了後は速やかに保管庫等に戻す。
- イ 農薬やその希釈液、残渣等を飲食品の空容器等へ移替えしない。
- ウ 万が一、農薬を飲食品の空容器に移し替えざるを得ない場合には、必ず当該飲食品の商品ラベルをはがし、内容物が農薬であることを明記する。
- エ 農薬は計画的に購入・使用し、使い切るよう努める。
- オ 不要になった農薬や空容器、空袋は、関係法令を遵守し、廃棄物処理業者に処理を依頼する等により適正に処理する。

5 その他農薬使用者のための一般的注意事項

- ア 農薬ラベルの記載をよく読み、記載されている希釈倍数等の使用基準やマスク等防護装備等に関する注意事項を遵守する。
- イ 散布作業後は、手足はもちろん、全身を石けんでよく洗うとともに、洗眼し、衣服を取り替える。

- ウ 農薬の散布によってめまいや頭痛が生じ、又は気分が少しでも悪くなった場合には、医師の診断を受ける。
- エ 初めて使用する農薬などで、使用に関し不明な点がある場合は、病害虫防除所等に相談する。

【周囲の農作物、家畜等への被害】

(1) 原因

- ① 周辺に飛散した除草剤により農作物が変色・枯死したもの（ア～オ）
- ② 農薬散布を行った地域やその周辺に置かれた巣箱で蜜蜂の斃死が発生したもの（ア～キ）

(2) 防止対策

- ア 飛散が少ないと考えられる剤型を選択する。
- イ 飛散低減ノズルを使用する。
- ウ ほ場の外側から内側に向かって散布するなど、ノズルの向きに注意する。
- エ 適正な散布圧力、散布量で散布を行う。
- オ 薬剤が周囲の圃場に飛散しないよう、風速や風向きに注意する。
- カ 蜜蜂に被害を及ぼさないよう、耕種農家は、巣箱の位置や設置時期に関する情報の提供を受けて、事前に農薬使用の情報提供を行い、巣箱の退避や巣門を閉じる等の対策が講じられるよう促す。
- キ 養蜂が行われている地区では、蜜蜂の巣箱及びその周辺に飛散しないよう注意する。

別記2

農薬の不適正使用の主な原因及びその防止対策

1 適用のない作物への使用、飛散等

(1) 原因

- ① 使用する農薬の適用のない作物に当該農薬と同一の有効成分を含む他の農薬が使用できるため、当該農薬についても、当該作物に使用できると誤解したもの（ア）
- ② 使用する農薬の適用のない作物と名前や形状の類似した適用作物があるため、当該適用のない作物にも当該農薬が使用できると誤解したもの（イ）
- ③ 防除器具の洗浄が不十分であったため、別の農作物に使用した農薬が混入し、適用のない作物から当該農薬が検出されることとなったもの（ウ）
- ④ 別の農作物の育苗箱に使用した農薬がこぼれた土壌で当該農薬の適用のない作物を栽培したため、当該適用のない作物から当該農薬が検出されることになったもの（エ）
- ⑤ 農薬を散布したほ場の近隣のほ場で栽培していた別の農作物から飛散により付着した農薬が検出されたもの（オ～ケ）

- ⑥ 複数の農作物を混植していたため、散布対象以外の農作物にも農薬が散布されたもの
(コ)

(2) 防止対策

- ア 農薬は製剤ごとに使用できる農作物が異なるため、農薬の使用前にラベルを確認する。
- イ 名前や形状の類似した農作物に使用できる農薬であっても、対象とする農作物に使用できるとは限らないため、農薬の使用前にラベルの適用作物名を確認する。
- ウ 農薬の使用前後に防除器具を点検し、十分に洗浄されているか確認する。
- エ 育苗箱に農薬を使用する際は、あらかじめその下にビニールシートを敷いておくなど、農薬が周囲にこぼれ落ちないように注意する。
- オ 飛散が少ないと考えられる剤型を選択する。
- カ 飛散低減ノズルを使用する。
- キ ほ場の外側から内側に向かって散布するなど、ノズルの向きに注意する。
- ク 適正な散布圧力、散布量で散布を行う。
- ケ 農薬が周囲のほ場に飛散しないよう、風速や風向きに注意する。
- コ 混植園における農薬の使用に当たっては、散布対象以外の農作物にも農薬が飛散することを考慮して、混植している全ての作物に使用できる農薬を選択する。

2 使用時期、回数、希釈倍数等の誤り

(1) 原因

- ① 使用する農薬に対する慣れによる使用時期及び使用回数等使用基準の確認不足によるもの (ア)
- ② 農薬の効果不足に対する不安のため、規定された希釈倍数より濃い濃度で使用したことによるもの (イ)
- ③ 農薬を使用してから農作物を収穫するまでの日数が長く設定されている農薬について、その使用からの経過日数の確認不足によるもの (ウ、エ)
- ④ 同一の有効成分を含む複数の農薬の使用によるもの (オ)

(2) 防止対策

- ア 常日頃から使用している農薬であっても、農薬の使用前にラベルを逐一確認する。
- イ 農薬の使用量や希釈倍数は、効果が確認された使用方法が定められていることを認識し、農薬の使用前にラベルにより必ず確認する。
- ウ 使用時期と農作物の出荷予定日までの日数が確保されるか、農薬の使用前にラベルを逐一確認する。また、同じ農作物であっても早生や晩生など
収穫時期が異なる品種を混植している場合は、それぞれの出荷予定日を確認した上で農薬を使用する。
- エ 農作物を収穫する前に、農薬の使用記録により農薬を使用してから農作物を収穫するまでの日数が農薬のラベルどおり確保されているかを確認する。

オ 同一の有効成分を含む農薬の使用には注意するとともに、使用記録簿には有効成分ごとの使用回数を記載し、農薬の使用前に使用記録簿とラベルにより使用回数を確認する。

3 環境への流出

(1) 原因

水田において使用した農薬が流出し、又は使用した残りの農薬、若しくは農薬が残っている容器が適切に処分されなかったことにより、周囲の水産動植物に被害を与え、又は河川等に流出したもの（ア、イ）

(2) 防止対策

ア 水田において農薬を使用するときは、止水に関する注意事項を遵守し、止水期間中の農薬の流出を防止するために水管理や畦畔整備等の必要な措置を講じることにより、水田周辺の養魚池における淡水魚又は沿岸養殖魚介類の被害、河川、水道水源等の汚染の防止等環境の保全に万全を期する。

イ 不要になった農薬や空容器、空袋は、関係法令を遵守し、廃棄物処理業者に処理を依頼する等により適切に処理する。

別記 3

毒劇物たる農薬の適正販売強化対策

1 毒劇物たる農薬の悪用等の不適切な使用の要因

(1) 当該農薬の譲受人は農家等であり、毒物及び劇物取締法の知識が不足している場合もあるため、毒劇物を安易に他人に譲渡してしまうことが考えられる。

(2) 購入後の保管管理が適正に行われておらず、農薬以外の用途で用いられること、譲受人以外が容易に持ち出してしまうことが考えられる。

2 毒劇物たる農薬の適正販売強化対策

(1) 特に毒物劇物営業者以外の者に対して毒劇物たる農薬の販売をするに当たっては、登録を受けることなく毒劇物を販売し、又は授与することは法律で禁止されていることを譲受人に伝える。

(2) 毒劇物の廃棄に当たっては、法律上の基準に従った廃棄を行う必要があることを譲受人に伝える。

(3) 毒劇物たる農薬は、毒劇物の指定がない農薬とは別の場所に保管し、施錠をするなど適正な保管管理が行われるよう譲受人に伝える。

(4) 毒物及び劇物取締法第 14 条（毒物又は劇物の譲渡手続）及び第 15 条（毒物又は劇物の交付の制限等）の規定を遵守するとともに、身分証明書等により譲受人の身元及び使用量が適切なものであるかについて、十分確認を行う。

(5) 譲受人の言動等から安全かつ適正な取扱いに不安があると認められる者には交付しない。

正しい農薬使用で農業を楽しく!



いつものチェック、忘れずに!

- ✓ ラベルで作物名・使用方法を確認しましょう
- ✓ 注意事項を確認し、防護装備を着用しましょう
- ✓ 鍵をかけて適切に保管しましょう

● 「家庭園芸農薬等の広告宣伝に関するガイドライン」の制定について

一般家庭で野菜栽培や庭木の手入れ向けに販売されている家庭園芸用農薬は一般家庭で使いやすい包装にしたり、簡易に使用できるように工夫して販売されています。このような家庭園芸用農薬を、使用者が適正に選んで購入し使用するためには、製造・販売者は正確な情報を提供しなければなりません。

これまで、緑の安全推進協会では、家庭園芸用農薬を対象に、ラベルを見やすく、読みやすくすることを目的に「家庭園芸用農薬容器表示要領」を制定し、家庭用製品として必要不可欠な情報を正しく、わかりやすく表示するため、家庭園芸用農薬の使用対象分野において必要不可欠な記載事項を拾い上げ、見やすく見誤らないように整備し、また、家庭園芸農薬にみられる少量農薬分包容器への表示事項を示して、会員の皆様に協力を要請してきました。

今般、協会の会員会社が製造あるいは販売する家庭園芸用農薬等に関して、使用者の誤認を防ぎ、農薬の適正な選択と使用に寄与することを目的に、使用者に適正に情報を伝えるための指針として「家庭園芸農薬等の広告宣伝に関するガイドライン」を制定しました。

会員の皆様におかれましては、主旨をご理解いただき、関係者がこのガイドラインを遵守して、農薬の使用者が正しい選択に基づく購入と適正な使用が出来るように、広告宣伝活動に当たられるようにご協力をお願いします。

家庭園芸用農薬等の広告宣伝に関するガイドライン

平成 25 年 5 月 24 日（制定・施行）

公益社団法人 緑の安全推進協会

第 1 章 総則

1. 趣旨及び目的

農薬の使用者が正しい選択に基づく購入と適正な使用が出来るように、農薬に関する正確な情報を提供することは、農薬の製造者及び販売者の社会的責務である。このような観点から、公益社団法人 緑の安全推進協会（以下「協会」という）は、協会の会員会社が製造あるいは販売する「家庭園芸用農薬等」に関して、農薬の適正な選択と使用に寄与することを目的に、使用者に適正に情報を伝えるための指針としての「家庭園芸用農薬等の広告宣伝に関するガイドライン（以下「本ガイドライン」という）」を制定する。

なお、農薬工業会では既に「農薬の広告宣伝基準」が制定され、その会員には、この基準の遵守が求められていることから、本ガイドラインの第1章及び第2章は、農薬工業会の基準と同一としている。

2. 原則

本ガイドラインの原則は下記の通りとし、会員各社はこれを遵守する。

- ・ 広告宣伝が薬剤の使用者及び関係者に理解と便益を与えるものであること。
- ・ 広告宣伝が商品の真実を伝え、薬剤の使用者及び関係者の信頼を得るものであること。

広告宣伝が他に悪影響を与えたり、中傷したり、名誉を傷つけたりするものではないこと。

広告宣伝が社会道義や関係諸法規に違反するものでないこと。

3. 定義

本ガイドラインで使用する主な用語の定義は以下の通りとする。

1) 家庭園芸用農薬

業のためではなく、趣味の園芸や家庭で楽しむ園芸のために使用することを前提に製造及び販売されている農薬を指す。

2) 家庭園芸用農薬等

「家庭園芸用農薬」以外の全ての農薬を含む。

3) 広告宣伝

本基準で「広告宣伝」とは、会員各社が提供する製品やサービス、その特徴などを、所定の人々に知ってもらうための情報伝搬活動全てを指し、マスメディアの利用の有無を問わない。

4) 媒体

本基準で「媒体」とは、新聞、雑誌、印刷物（チラシ、リーフレット、パンフレット、技術資料、試験成績など）、テレビ、ラジオ、有線放送、映画、スライド、ビデオ・録音テープ、Web サイト、CD・DVDなどの電子媒体、看板、その他（講演会、パッケージ、記念品、会社PR誌なども含む）を指す。なお、社内資料（パワーポイントで作成した資料を含む）及びそのコピーなども広告宣伝を意図して使用される場合は媒体に含む。

注記：薬剤容器の表示（ラベル、ステッカー等）、販売店でのPOP（ポップ）やプラカード等、広告宣伝用に使用されるものは全て媒体に含まれるので、販売店における商品陳列や表示についても注意が必要である。

4. 適用範囲

本ガイドラインは、家庭園芸用農薬等の広告宣伝を目的とする全ての国内媒体並びに会員会社が自ら行う活動に適用する。広告宣伝を目的とする活動には、マスメディア等を利用した不特定多数向けの広告宣伝活動のみならず、特定の対象者に、製品やサービスなどの訴求

を意図して行われる営業・技術普及活動も含まれる。会員会社は、関係者にこのガイドラインの遵守について協力を求めるように努める。

第2章 広告宣伝媒体作成時の注意事項

1. 語句や表現

広告宣伝に用いる語句や表現は、誤解を招くことのないよう、次の点に留意する。

- ① 広告宣伝に使用する用語は努めて学術用語集及び公に定められた用語を用いる。

例：空中散布（航空散布は不可）

- ② 形容字句は、客観的、具体的事実に基づくことなく下記事例に示すような語句は用いないものとする。

- a 最高級・最大級を表現する語句

例：世界最高。超〇〇。スーパー〇〇。など

- b 他と比較した極端な表現

例：他に類のない。他社の追随を許さない。など

- c 使用者が誤解するような表現

例：…の心配は一掃された。これさえあればもう安心。など

- ③ 安全性や薬害、混用については、断定的な表現は使用しない。

例：……人畜無害。非毒性。非有害。薬害の心配がない。など

また、安全性や薬害、混用に関する表現は、農薬の有する専門性や潜在的な影響を十分考慮する必要がある、次の点については、特に留意する。

- a 安全性や薬害に関する言葉は、「キャッチフレーズ」としては使用しない。

- b 「安全性が高い」という表現を使用するのであれば、必ず具体的な根拠または事実関係のもとに使用する。

- c 「薬害の心配がない」という言葉を使用するのであれば、作物名を明示し、使用する。

例：〇〇〇に対しては薬害の心配はない。適用作物には薬害はない。

- d 「作物に対して薬害はない」という表現だけでは、適用外使用を助長する恐れがあるので使用しない。

2. 文献の引用

広告宣伝で農薬を他社・他剤と比較評価する場合は、文献によるものとする。引用する文献は、その目的と主張する内容が明確であり、他に誤解を招くようなものでないことに留意する

- ① 文献とは、学会、国公立試験研究機関とこれに準ずる機関及び企業の試験研究機関の発表した試験成績をいう。

- ② 企業などの未発表文献を引用する場合には「社内試験」であることを必ず明記するものとする。

- ③ 試験成績を引用する場合は、試験年度、試験実施場所などを明らかにし、原著者の趣旨にのっとり正しくこれを記載すること。そのため試験の設定条件、結果の考察など、これを説明するのに必要な最小限の事項を記載する。
- ④ 試験成績からその一部を抜粋する場合は、対比薬剤も正しく評価できるようにする。
- ⑤ 文献の全文を利用する場合、及び会社が発行しているPR誌などに執筆者の名において発表する場合に、対比薬剤を記載するときも、それらが正しく評価されるようにする。
- ⑥ 外国文献を翻訳して配布するときも、対比薬剤の記載がある場合は、それらが正しく評価されるようにする。

注記：引用に当たっては、著作権法や関連学会の規定に注意する。また、行政、業界団体または特定の専門家（団体を含む）などが、効果や薬害などについて、その内容を保証したものと誤解される恐れがある表現を使用しない。

3. 対比薬剤の表現

利用しようとする文献の対比薬剤名は公正性を保つため商品名を明記しない。また、媒体に表現する対比薬剤の扱いは、配布対象によって次のように配慮する。

- ① 種類名を使用しないよう努める対象

農薬使用者

例：A粉剤、B乳剤などとし、アルファベットなどで特定の薬剤名が判断できるような表現はしない。

- ② 種類名を使用して差しつかえない対象

試験研究機関（試験場、大学など）

行政指導機関（都道府県、普及指導センター、病虫害防除所など）

流通機関（特約店、小売店、全農、経済連、農協）

例：TPN粉剤、MPP乳剤など

- ③ 記号によるランキング評価

広告宣伝に他社剤と比較対比した「記号によるランキング評価」は行わない。

- ④ 文献中の対比薬剤のうち次のものは削除する。

a 登録前のもの。

b 甚だしく目的を異にするもの。

例：登録された対比薬剤であっても、使用濃度や対象病虫害などが、対比するには妥当ではない場合

4. 懸賞広告

射幸心をあおるようなゆきすぎた懸賞広告は行わない。

懸賞広告を行う場合、提供する景品類については不当景品類及び不当表示防止法等の法令に定める通り行う。

5. 登録前の農薬の扱い

登録前（適用拡大項目を含む）の農薬については、広告宣伝を行わない。

6. 原則記載事項

通常の印刷物には、使用者の生命、身体または財産に係わる被害を防止するため、原則として下記の事項を記載するものとする。

- 1) 使用前にはラベルをよく読んで下さい。
- 2) ラベルの記載以外には使用しないで下さい。
- 3) 本剤は小児の手の届く所には置かないで下さい。

第3章 通報対応等

1. 通報への対応

- 1) 協会の会員会社は、本ガイドラインの遵守に努めると同時に、「本ガイドラインに抵触する疑い」について見聞し、何らかの対応が必要と判断した場合は、協会に通報する。
- 2) 協会は、1)による通報を受けた場合には、関係する会社等に、その旨を連絡し、また必要に応じて協議を行い、問題解決に努める。なお、連絡の際は通報者の情報については開示しないこととする。
- 3) 2)による対応において解決しない場合には、協会の運営委員会または理事会で対応を協議する。

2. 参考法令等

- 1) 農薬取締法及び関連規則類（省令や通知を含む）
- 2) 著作権法
- 3) 不当景品類及び不当表示防止法
- 4) 農薬工業会の「農薬の広告宣伝基準」 平成 25 年 3 月

● 農薬の登録申請に係る試験成績について

農薬は農林水産大臣の登録を受けなければ販売できません。

登録の申請は、農薬取締法に基づき、申請書、農薬の薬効、薬害、毒性及び残留性に関する試験成績を記載した書類並びに農薬の見本を提出（第2条）しなければなりません。

国（農林水産省、厚生労働省、食品安全委員会、環境省）ではこれらの試験成績を基に薬効、薬害、安全性の評価を行い、使用方法を定めて登録しています。

実際に使用する場面では正確な知識に基づき、適正に使用されてはじめて期待される効果を発揮し、農業生産の安定、国民の健康の保護及び生活環境の保全といった目的が達成されます。

農薬登録を申請にあたって提出が必要な、農薬の薬効、薬害、毒性及び残留性に関する試験については、その実施方法等が、「農薬の登録申請に係る試験成績について」（12農産第8147号（最終改正 平成23年4月1日22消安第10015号）農林水産省農産園芸局長通知）等において定められています。

ここでは、その概要とその中に記載されている「（3）毒性試験」の概要について紹介します。

詳細は、農林水産消費安全技術センターのホームページ

(<http://www.acis.famic.go.jp/shinsei/8147/8147.pdf>) で確認できます。

農薬の登録を受けようとする者（農薬の製造者や輸入者）は、農薬登録申請書とともに、これらの試験成績及び農薬の品質、農作物に対する薬効・薬害、農作物・土壌及び水中における残留性などに関する、農薬の見本を添えて農林水産大臣に申請します。

農林水産大臣が農薬登録するまでには独立行政法人農林水産消費安全技術センターで申請が受け付けられ、同センターでは、農薬の品質、薬効・薬害、安全性等について多様な検査が行われます。農薬の登録検査には、リスク評価・管理について厚生労働省、内閣府食品安全委員会、環境省など多くの機関が関与しています。

例えば、食品の安全に関しては、リスク評価として、内閣府食品安全委員会においてADI（一日許容摂取量（mg/Kg/日））設定等に関する食品健康影響評価がなされ、リスク管理として、厚生労働省では食品衛生法に基づき、推定される食品からの農薬摂取量をADIと比較し、食品の規格として残留農薬基準が設定され、農林水産省では、残留農薬基準を超えることがないように検査されます。この検査結果は、農薬の使用量又は使用濃度、使用時期（収穫前使用禁止期間）や使用回数が決められ、農薬登録されます。

I 概要

1、試験成績の種類

（1）薬効に関する試験成績

適用病害虫等に対する薬効に関する試験成績

（2）薬害に関する試験成績

ア 適用農作物に対する薬害に関する試験成績

イ 周辺農作物に対する薬害に関する試験成績

ウ 後作物に対する薬害に関する試験成績

（3）毒性に関する試験成績

ア 急性経口毒性試験成績

イ 急性経皮毒性試験成績

ウ 急性吸入毒性試験成績

エ 皮膚刺激性試験成績

- オ 眼刺激性試験成績
- カ 皮膚感作性試験成績
- キ 急性神経毒性試験成績
- ク 急性遅発性神経毒性試験成績
- ケ 90日間反復経口投与毒性試験成績
- コ 21日間反復経皮投与毒性試験成績
- サ 90日間反復吸入毒性試験成績
- シ 反復経口投与神経毒性試験成績
- ス 28日間反復投与遅発性神経毒性試験成績
- セ 1年間反復経口投与毒性試験成績
- ソ 発がん性試験成績
- タ 繁殖毒性試験成績
- チ 催奇形性試験成績
- ツ 変異原性に関する試験成績
- テ 生体機能への影響に関する試験成績
- ト 動物代謝に関する試験成績
- ナ 植物代謝に関する試験成績
- ニ 土壌中動態に関する試験成績
- ヌ 水中動態に関する試験成績
- ネ 水産動植物への影響に関する試験成績
- ノ 水産動植物以外の有用生物への影響に関する試験成績
- ハ 有効成分の性状、安定性、分解性等に関する試験成績
- ヒ 環境中予測濃度算定に関する試験成績

(4) 残留性に関する試験成績

- ア 農作物への残留性に関する試験成績
- イ 土壌への残留性に関する試験成績

2、試験成績の作成の条件

各試験の種類ごとに、被験物質（原体、製剤等）、試験例数、供試生物（植物、動物等）、試験施設の基準（農薬G L P基準に適合した試験施設等）が定められています（別表1）。

3、試験成績の追加要求

登録検査上必要があると認められる場合には、申請に係る農薬につき、必要な試験成績等の提出が求められます。

4、試験成績の免除

試験の種類ごとに、該当する農薬の剤型、使用方法等から、安全性が確認できる場合は、その試験の提出を要しない場合があります、通知ではその内容が具体的に示されています。

II 毒性に関する試験の種類とその目的等

毒性に関する試験の種類と試験の目的、投与量、最大投与量は次の通りです。

毒性試験の種類と目的及び投与量

試験の種類	試験の目的等	投与量	最大投与量等
急性経口毒性試験 (固定用量法)	農薬の毒性を評価する第一段階。 単回経口暴露による健康障害に関する知見を得る。 農薬使用時の安全な取扱方法を確立する。	一定の量を投与し、その結果に基づき次の用量を決めて投与する。	2,000mg/kg 体重で死亡しない場合等は、それ以上の用量の投与を行う必要はない。 また、投与用量 5mg/kg 体重で死亡した場合には、LD ₅₀ ≤ 5mg/kg 体重とする。
急性経皮毒性試験	単回経皮暴露による健康障害に関する知見を得る。 農薬使用時の安全な取扱方法を確立する。	① 少なくとも3段階の用量群を設ける。 ② 一方の性での試験に加えて、他方の性で高い感受性を持っていないことを確かめる。	2,000mg/kg 体重以上で、死亡が認められない場合には、それ以上の試験は必要はない。 ただし、他の性の感受性を確認する。
急性吸入毒性試験	単回吸入暴露による健康障害に関する知見を得る。 農薬使用時の安全な取扱方法を確立する。	① 少なくとも3段階の用量設定による被験物質暴露群を設ける。 ② 一方の性での試験に加えて、他方の性で高い感受性を持っていないことを確かめる。	① 5mg/l の暴露濃度（呼吸可能な被験物質の実際の濃度）で死亡を生じない場合は、それ以上の濃度での試験は必要ない。 ただし、他の性の感受性を確認する。 ② 5mg/l での試験が不可能な場合で、かつ、試験可能な最高濃度で死亡を生じない場合は、それ以上で実施する必要はない。 ただし、他の性1群の感受性を確認する。
皮膚刺激性試験	皮膚刺激性／腐食性に関する知見を得る。 農薬使用時の安全な取扱方法を確立する。	液状の物質 (0.5ml)、固体状の物質 (0.5g) を試験局所に適用する。	被験物質に重度の皮膚刺激性／腐食性が疑われる場合は1匹の動物で実験を行う。

眼刺激性試験	眼及び眼粘膜への刺激性／腐食性に関する知見を得る。 農薬使用時の安全な取扱方法を確立する。	液状の物質は希釈しないで0.1ml、固体状のものは0.1ml又は0.1gを適用する（容量又は重量は記録する。）。	重度の眼刺激性が疑われる場合は、1匹の試験動物で試験を行う。その結果、重度の眼刺激性又は腐食性が認められる場合には、追加して試験を実施する必要はない。
皮膚感作性試験	皮膚感作性に関する知見を得る。 農薬使用時の安全な取扱方法を確立する。 (GPM法、Buehler法等)	感作暴露：全身的に十分に耐性のある濃度で、皮膚刺激性を示す濃度とする。 惹起暴露：刺激を示さない最高濃度とする。	2匹又は3匹の試験動物を用いて、適切な被験物質の濃度を決定する。
急性神経毒性試験	単回暴露による神経系への毒性を明確にし、無毒性量に関する知見を得る。 農薬使用時の安全な取扱方法を確立する。	被験物質の毒性の徴候を明らかにし、無毒性量を推定できるように設定する。最高用量は毒性影響が認められる用量、最低用量は毒性影響が認められない用量とする。用量反応関係がみられるようにする。	技術的に投与可能な最大量又は2,000mg/kg体重/日相当量で毒性影響が認められない場合は、それ以上の投与量で実施する必要はない。
急性遅発性神経毒性試験	既知の遅発性神経毒性を示す物質との化学構造上の相関等から遅発性神経毒性に関する知見を得る。 農薬使用時の安全な取扱方法を確立する。	予備試験で、死亡がみられない程度で可能な限り高い用量（最大非致死量）を求める。	2,000mg/kg体重/日相当量を上限として最大非致死量を投与する。
90日間反復経口投与毒性試験	90日間以上反復経口投与したときに生じる毒性変化及び無毒性量についての知見を得る。 (発がん性試験等における用量設定に関する情報を得るためにも有用)	被験物質の毒性の徴候を明らかにし、無毒性量を推定できるように設定する。最高用量は毒性影響が認められる用量、最低用量は毒性影響が認められない用量とする。用量反応関係がみられるようにする。	技術的に投与できる最大量又は1,000mg/kg体重/日相当量で毒性影響が認められない場合は、それ以上の投与量で試験を実施する必要はない。
21日間反復経皮投与毒性試験	21日間にわたって反復経皮投与したときに生じる毒性変化及び無毒性量についての知見を得る。農薬使用時の安全な取扱方法を確立する。	被験物質の毒性の徴候を明らかにし、無毒性量を推定できるように設定する。最高用量は毒性影響が認められる用量、最低用量は毒性影響が認められない用量とする。用量反応関	技術的に投与できる最大量又は1,000mg/kg体重/日相当量で毒性影響が認められない場合は、それ以上の投与量で実施する必要はない。

		係がみられるようにする。	
90日間 反復吸入 毒性試験	90日間にわたって 反復吸入暴露したと きに生じる毒性変化 及び無毒性量につい ての知見を得る。 農薬使用時の安全 な取扱方法を確立す る。	被験物質の毒性の徴候を明らか にし、無毒性量を推定できるよ うに設定する。最高用量は毒性影響 が認められる用量、最低用量は毒 性影響が認められない用量とす る。用量反応関係がみられるよ うにする。	—
反復経口 投与神経 毒性試験 90日間又 は1年間 試験	反復経口投与し たときに生じる神 経系に対する毒性 変化を明確にする とともに無毒性量 を求める。	被験物質の毒性の徴候を明らか にし、無毒性量を推定できるよ うに設定する。最高用量は毒性影響 が認められる用量、最低用量は毒 性影響が認められない用量とする。用量反 応関係がみられるように各用量段 階を設定する。	技術的に投与可能 な最大量又は 1,000mg/kg 体重/日 相当量で毒性影響 が認められない場 合は、それ以上の投与 量で実施する必要は ない。
28日間 反復投与 遅発性神 経毒性試 験	遅発性神経毒性 をさらに検索する ために、28日間に わたって反復投与 した時に生じる毒 性変化の内容及び 無毒性量について の情報を得る。	少なくとも3段階の用量設定に よる投与群を設ける。 最高用量は毒性作用、可能な限り 遅発性神経毒性がみられる用量で、 動物が死亡したり苦痛を示さない 用量、最低用量は毒性影響が認めら れない用量とする。用量反応関係が みられるようにする。	技術的に投与可能 な最大量又は 1,000mg/kg 体重/日 相当量で何ら毒性影 響が認められない場 合は、それ以上の投 与量で実施する必要 はない。
1年間反 復経口投 与毒性試 験	長期間にわたっ て反復投与したと きに生じる毒性変 化、明らかな毒性変 化を惹起する用量 及び無毒性量 (NOAEL) について の知見を得る。	少なくとも3段階の用量設定に よる投与群を設ける。 被験物質の毒性の徴候を明らか にし、無毒性量を推定できるよ うに設定する。最高用量は毒性影響 が認められる用量、最低用量は毒 性影響が認められない用量とする。用量反 応関係がみられるようにする。	技術的に投与可能 な最大量又は 1,000mg/kg 体重/日 相当量で何ら毒性影 響が認められない場 合は、それ以上の投 与量で実施する必要 はない。
発がん性 試験	反復経口投与し たときの発がん性 の有無に関する知 見を得る。	少なくとも3段階の用量設定によ り投与群を設ける。用量段階は用量反 応関係がみられるように設定する。 最高用量は、腫瘍以外の原因で対照 群に比して死亡率が増加せず、何らか の毒性影響が認められる用量、最低用 量は、最高用量の10%より低くてはい	技術的に投与 できる最大量又 は1,000mg/kg 体 重/日相当量で何 ら毒性影響が認 められない場合 は、それ以上の投

		けない、中間用量は、最高用量と最低用量との等比中項をとることが望ましい。 発がん性等がみられた場合には追加試験等によりその機序を検討するとともに、発がん性についての無毒用量を検討する。	与量で実施する必要はない。
1年間反復経口投与毒性／発がん性併合試験	長期間にわたり、反復投与したときに発現する有害作用を検出するために行われるものであり、被験物質の1年間反復経口投与毒性と同時に発がん性に関する情報を得る。	1年間反復経口投与毒性及び発がん性試験に準ずる。 用量設定の根拠を示すこと。	技術的に投与できる最大量又は1,000mg/kg体重/日相当量で毒性影響が認められない場合は、それ以上の投与量で実施する必要はない。
繁殖毒性試験	被験物質を二世世代（親世代（P）及び子第二世代（F1））にわたって投与し、発情周期、交尾、受胎、分娩、哺育等の生殖機能及び出生児の生育に及ぼす影響に関する知見を得る。	3段階の用量設定により被験物質投与群を設ける。用量段階は、被験物質の毒性の徴候を明らかにし、無毒用量を推定できるように設定する。最高用量は親動物又は児動物に毒性影響が認められるが死には至らしめない用量、最低用量は親動物及び児動物のいずれにも毒性影響が認められない用量とする。用量反応関係がみられるようにする。	技術的に投与可能な最大量又は1,000 mg/kg体重/日相当量で毒性影響が認められない場合は、それ以上の投与量で実施する必要はない。
催奇形性試験	妊娠中の母動物が暴露された場合の胎児の発生、発育に及ぼす影響、特に催奇形性に関する知見を得る。	少なくとも3段階の用量設定による投与群を設ける。用量段階は、被験物質の毒性の徴候を明らかにし、無毒用量を推定できるようにする。最高用量は、母動物又は胎児に毒性影響が認められる用量とし、最低用量は親動物、胎児のいずれにも毒性影響が認められない用量とする。用量反応関係がみられるようにする。	技術的に投与可能な最大量又は1,000 mg/kg体重/日相当量で毒性影響が認められない場合は、それ以上の投与量で実施する必要はない。
変異原性に関する試験	遺伝子突然変異、染色体構造異常及び数的異常の誘発性の有無を検索する。	（復帰突然変異試験、染色体異常試験、小核試験等がある）	—

生体機能への影響に関する試験 (薬理試験)	急性毒性作用を薬理的に解析して、急性中毒症発症の可能性と急性中毒症の特徴を明らかにし、急性中毒症の機序と処置法を考察する上での情報を得る。 (目的を達成するために被験物質の使用形態、毒性発現の特徴又は物理化学的性状に適した試験項目及び方法を選択する。)	それぞれの試験において無影響量及び毒性反応の用量依存性が明確になるような用量群を設定する。	経口投与の場合、2,000mg/kg体重以上の用量について検査する必要はない。
動物代謝に関する試験	動物に投与して、体内における動態(吸収、分布、排泄、代謝等)に関する知見を得る。 毒性試験成績の評価等に資する。	単回投与では少なくとも2用量を用いる。 2段階の用量設定に当たって、高用量は毒性影響が認められる量を、低用量は毒性影響が認められない用量を目安とする。	—
植物代謝に関する試験	植物体内での吸収移行、植物表面上での光化学反応を含めた主要代謝経路及び代謝物の量に関する知見を得る。 動物代謝試験成績とあわせて動物及び植物体内における代謝物の異同の確認、作物残留試験の分析対象物質の決定に資する。	原則として登録申請に係る使用方法、使用時期及び使用量に準じて処理を行う。	—

土壤中動態に関する試験

好氣的湛水土壌中動態試験	好氣的条件下の湛水土壌中における主要な代謝経路及び代謝物の種類並びに被験物質の収支等に関する知見を得る。 他の代謝に関する試験の結果の評価及び土壌残留試験等における分析対象物質の選定に資する。	最大慣行施用量で1回施用した物質(有効成分)が深さ10cmの土壌に均一に分布した場合の濃度を基準に、一種類の処理濃度を設定する。	最大慣行施用量が低く、分析等に支障がある場合は、分析が可能な範囲の濃度で行う。
好氣的土壌中動態試験	好氣的条件下の土壌中における被験物質の主要な代謝経路及び代謝物の収支等の情報を得る。 他の代謝に関する試験の結果	最大慣行施用量で1回施用した物質(有効成分)が深さ10cmの土壌に均一に分布した場合の濃度を基準に、一種類の処理濃度	最大慣行施用量が低く、分析等に支障がある場合は、分析が可能な範囲の濃度で行

	果の評価及び土壌残留試験等における分析対象物質の選定に資する。	を設定する。	う。
嫌氣的土壌中動態試験	嫌氣的条件下の土壌中における主要な代謝経路及び代謝物の収支等に関する知見を得る。 他の代謝に関する試験の結果の評価及び土壌残留試験等における分析対象物質の選定に資する。	最大慣行施用量で1回施用した物質（有効成分）が深さ10cmの土壌に均一に分布した場合の濃度を基準に、一種類の処理濃度を設定する。	最大慣行施用量が低く、分析等に支障がある場合は、分析が可能な範囲の濃度で行う。

水中動態に関する試験

加水分解動態試験	水中での分解に関し、主要な分解経路及び生成される物質並びに収支等の情報を得る。 他の代謝に関する試験の結果の評価及び水質汚濁性試験等における分析対象物質の選定に資する。	被験物質の試験濃度は一種類とし、原則として、0.01M又は水溶解度の1/2以下のうち、いずれか低い方を選択する。	—
水中光分解動態試験	水中での光による分解に関し、その分解経路及び生成される物質並びに収支等の情報を得る。 他の代謝に関する試験の結果の評価及び水質汚濁性試験等における分析対象物質の選定に資する。	被験物質の試験濃度は1濃度とし、水溶解度の1/2以下で、被験物質の消失速度と分解物の消長を分析するのに十分な濃度とする。	—

水産動植物への影響に関する試験

魚類急性毒性試験	魚類に対する被験物質の短期的影響に関する科学的知見を得ることにより、農薬使用時における安全な取扱方法を確立すること等を目的とする。 供試魚（次の中から選択する） コイ メダカ（ヒメダカ） ブルーギル ニジマス グッピー ゼブラダニオ	試験濃度区の設定 ・等比級数的に少なくとも5濃度区を設ける。 ・濃度範囲には、供試魚のすべてが死亡する濃度と全く死亡しない濃度が少なくともそれぞれ1濃度、一部が死亡する濃度については、少なくとも2濃度含まれることが望ましい。	LC50 (Median Lethal Concentration : 50 半数致死濃度) : を確認する。
----------	---	--	---

	ファットヘッドミノー		
魚類（ふ化仔魚）急性毒性試験	魚類に対する被験物質の短期的影響に関する科学的知見を得ることにより、農薬使用時における安全な取扱方法を確立すること等を目的とする。	試験濃度区の設定 ・等比級数的に少なくとも5濃度区を設ける。 ・濃度範囲には、供試魚のすべてが死亡する濃度と全く死亡しない濃度が少なくともそれぞれ1濃度、一部が死亡する濃度については、少なくとも2濃度含まれることが望ましい。	LC50（Median Lethal Concentration：50 半数致死濃度）を確認する。
ミジンコ類急性遊泳阻害試験	甲殻類に対する被験物質の短期的影響に関する科学的知見を得ることにより、農薬使用時における安全な取扱方法を確立することを目的とする。	試験濃度区の設定 ・等比級数的に少なくとも5濃度区を設ける。 ・濃度範囲には、供試生物のすべてを遊泳阻害する濃度と全く遊泳阻害しない濃度が少なくともそれぞれ1濃度、一部を遊泳阻害する濃度が少なくとも2濃度含まれることが望ましい。	EC（Median Effect Concentration：50 半数遊泳阻害濃度）を確認する。
ミジンコ類（成体）急性遊泳阻害試験	ミジンコ類急性遊泳阻害試験に準ずる。	ミジンコ類急性遊泳阻害試験に準ずる。	EC（Median Effect Concentration：50 半数遊泳阻害濃度）を確認する。
ミジンコ類繁殖試験	甲殻類に対する被験物質の繁殖に及ぼす影響に関する科学的知見を得ることにより、農薬使用時における安全な取扱方法を確立することを目的とする。	試験濃度区の設定 ・等比級数的に少なくとも5濃度区を設ける。 ・濃度範囲には、供試生物のすべてに影響が見られる濃度と全く影響が見られない濃度が少なくともそれぞれ1濃度、一部に影響が見られる濃度が少なくとも2濃度含まれることが望ましい。	EC（Median Effect Concentration：50 半数影響濃度）を確認する。 LOEC（Lowest Observed Effect Concentration：最低影響濃度）を確認する。 NOEC（No Observed Effect Concentration：最大無影響濃度）を確認する。

<p>魚類急性毒性・ミジンコ類急性遊泳障害共存有機物質影響試験</p>	<p>魚類又は甲殻類に対する被験物質の短期的影響に関する科学的知見を得ることにより、農薬使用時における安全な取扱方法を確立することを目的とする。</p>	<p>試験濃度区の設定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・等比級数的に少なくとも5試験濃度区を設定する。 ・濃度範囲には、供試魚（又は供試ミジンコ）全てを死亡（又は遊泳障害）させる濃度と全く死亡（又は遊泳障害）させない濃度が少なくともそれぞれ1濃度、一部を死亡（又は遊泳障害）させる濃度については、少なくとも2濃度含まれることが望ましい。 	<p>LC (Median Lethal Concentration : 50 半数致死濃度) を確認する。 EC50 (Median Effect Concentration : 半数遊泳障害濃度) を確認する。</p>
<p>ヌマエビ・ヌカエビ急性毒性試験</p>	<p>甲殻類（エビ類）に対する被験物質の短期的影響に関する科学的知見を得ることにより、農薬使用時における安全な取り扱い方法を確立することを目的とする。</p>	<p>試験濃度区の設定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・等比級数的に少なくとも5濃度区を設ける。 ・濃度範囲には、供試生物のすべてが死亡する濃度と全く死亡しない濃度が少なくともそれぞれ1濃度、一部が死亡する濃度については、少なくとも2濃度含まれることが望ましい。 	<p>LC50 (Median Lethal Concentration : 半数致死濃度) を確認する。</p>
<p>ヨコエビ急性毒性試験</p>	<p>甲殻類（端脚目）に対する被験物質の短期的影響に関する科学的知見を得ることにより、農薬使用時における安全な取り扱い方法を確立することを目的とする。</p>	<p>試験濃度区の設定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・等比級数的に少なくとも5濃度区を設ける。 ・濃度範囲には、供試生物のすべてが死亡する濃度と全く死亡しない濃度が少なくともそれぞれ1濃度、一部が死亡する濃度については、少なくとも2濃度含まれることが望ましい。 	<p>LC50 (Median Lethal Concentration : 半数致死濃度) を確認する。</p>
<p>ユスリカ幼虫急性遊泳障害試験</p>	<p>ユスリカ幼虫に対する被験物質の短期的影響に関する科学的知見を得ることにより、農薬使用時における安全な取り扱い方法を確立することを目的とする。</p>	<p>試験濃度区の設定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・等比級数的に少なくとも5濃度区を設ける。 ・濃度範囲には、供試生物のすべてが死亡する濃度と全く死亡しない濃度が少なくともそれぞれ1濃度、一部を死亡させる濃度が少なくとも2濃度含まれることが望ましい。 	<p>LC50 (Median Lethal Concentration : 半数致死濃度) を確認する。</p>
<p>藻類生長障害試験</p>	<p>藻類の生長に対する被験物質の影響に関する科学的知見を得ることによ</p>	<p>試験濃度区の設定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・等比級数的に少なくとも5濃度区を設ける。 	<p>EC50 (Median Effect Concentration :</p>

	り、農薬使用時における安全な取扱方法を確立することを目的とする。	・濃度範囲には、供試藻類の生長が75%以上阻害される濃度と全く阻害されない濃度を少なくともそれぞれ1濃度ずつ、藻類の生長が一部阻害される濃度が少なくとも2濃度含まれることが望ましい。	半数生長阻害濃度)を確認する。
--	----------------------------------	---	-----------------

水産動植物以外の有用生物への影響に関する試験

ミツバチ影響試験	ミツバチに対する被験物質の影響に関する科学的知見を得ることにより、農薬使用時における安全な取扱方法を確立することを目的とする。	急性毒性試験（急性経口毒性試験又は接触毒性試験）を実施する	—
蚕影響試験	蚕に対する被験物質の影響に関する科学的知見を得ることにより、農薬使用時における安全な取扱方法を確立することを目的とする。	急性経口投与試験を実施する。	—
天敵昆虫等影響試験	天敵等標的外昆虫に対する被験物質の影響に関する科学的知見を得ることにより、農薬使用時における安全な取扱方法を確立することを目的とする。	急性毒性試験を実施する。	—

鳥類影響試験

鳥類強制経口投与試験	被験物質を単回経口投与した場合の鳥類への毒性影響に関する科学的知見を得ることにより、農薬使用時における安全な取扱方法を確立することを目的とする。	科学的に妥当な方法で実施する。	—
鳥類混餌投与試験	より現実的な暴露経路として、被験物質を混餌投与した場合の鳥類への毒性影響に関する科学的知見を得ることにより、農薬使用時における安全な取扱方法を確立することを目的とする。	科学的に妥当な方法で実施する。	—

有効成分の性状、安定性、分解性等に関する試験（省略）

環境中予測濃度算定に関する試験

水質汚濁性試験	水質汚濁予測濃度を算出するため、水田に施用される農薬の水田水の水質における汚濁に関する科学的知見を得ることを目的とする。	登録申請に係る剤型、使用方法（時期、量等）等に基づき、通常用いられる器具を用いて、適切に1回施用する。	—
模擬水田を用いた水田水中農薬濃度測定試験	水産動植物被害予測濃度を算出するため、模擬水田を用いて、水田に使用された農薬の水田水中での消長に関する科学的知見を得ることを目的とする。	水質汚濁性試験に準ずる。	—
実水田を用いた水田水中農薬濃度測定試験	環境中予測濃度を算出するため、実水田を用いて、水田に使用された農薬の水田水中での消長に関する科学的知見を得ることを目的とする。	登録申請に係る剤型、使用方法（時期、量等）等に基づき、通常用いられる器具を用いて、適切に1回施用する。	—
模擬圃場を用いた地表流出試験	環境中予測濃度を算定するため、模擬圃場を用いて水田以外に使用された農薬の地表流出に関する科学的知見を得ることを目的とする。	登録申請に係る剤型、使用方法（時期、量等）等に基づき、通常用いられる器具を用いて、適切に1回施用する。	—
ドリフト試験	環境中予測濃度を算出するため、地上散布農薬を圃場において散布し、風下における農薬落下量を距離別に調査し、散布農薬成分量に対するドリフト率を距離別に明らかにすることを目的とする。	登録申請に係る剤型、使用方法（時期、量等）等に基づき、通常用いられる器具を用いて、適切に1回施用する。	—
河川における農薬濃度のモニタリング	現に登録を有する農薬について、公共用水域の水中における当該農薬の濃度に関する知見を得ることを目的とする。	—	—

薬効、薬害、毒性及び残留性に関する試験成績の作成に係る条件について

		試験を実施するに当たって必要とされる条件		
試験成績	試験項目	被験物質の種類	試験例数／供試農作物・供試動物等の種類等	試験施設の基準
適用病害虫に対する薬効に関する試験成績	薬効試験（薬害試験との併合試験として実施する）	製剤（展着剤については、適用対象となる農薬と組み合わせたもの）	申請に係る適用農作物、適用病害虫・雑草等及び使用方法等の組合せごとに、2か年×3か所以上の施設において実施するものとする。ただし、申請に係る適用農作物と適用病害虫・雑草等の組合せにより取り扱いが異なる	薬効試験を適正に実施する能力を有する試験施設
適用農作物に対する薬害に関する試験成績	(1) 薬害試験（薬効試験との併合試験として実施する）	製剤（展着剤については、適用対象となる農薬と組み合わせたもの）	申請に係る適用農作物、適用病害虫・雑草等及び使用方法等の組合せごとに、2か年×3か所以上の施設において実施するものとする。ただし、申請に係る適用農作物と適用病害虫・雑草等の組合せにより取り扱いが異なる	薬害試験を適正に実施する能力を有する試験施設
	(2) 限界薬量（又は濃度）薬害試験	製剤	適用農作物ごとに2例	特に規定しない
	(3) 茶の残臭試験	製剤	2例	薬害試験を適正に実施する能力を有する試験施設
	(4) タバコの喫味試験	製剤	2例	
周辺農作物に対する薬害試験成績	(1) 漂流飛散による薬害試験	製剤	適用農作物、適用場所等を踏まえ代表的なものを選定	特に規定しない
	(2) 水田水の流出による薬害試験	製剤	イグサ、レンコン、クワイ等の中から代表的なものを1種選定	
後作物に対する薬害に関する試験成績	後作物薬害試験	製剤	適用農作物の後に栽培される可能性のある農作物の中から、当該農薬に対し感受性が高いと考えられるものを選定	

急性経口毒性試験成績	急性経口毒性試験	原体及び製剤	被験物質ごとに1種の供試動物 (通常、ラット)	農薬G L P 基準に適合 した試験施 設
急性経皮毒性試験成績	急性経皮毒性試験	原体及び製剤	被験物質ごとに1種の供試動物 (通常、ラット、ウサギ又はモルモット)	
急性吸入毒性試験成績	急性吸入毒性試験	原体及び製剤	被験物質ごとに1種の供試動物 (通常、ラット)	
皮膚刺激性試験成績	皮膚刺激性試験	製剤(ただし、 製剤での実施 が困難な場合 には原体)	1種の供試動物(通常、ウサギ)	
眼刺激性試験成績	眼刺激性試験	製剤(ただし、 製剤での実施 が困難な場合 には原体)	1種の供試動物(通常、ウサギ)	
皮膚感作性試験成績	皮膚感作性試験	原体及び製剤	被験物質ごとに1種の供試動物 (通常、モルモット)	
急性神経毒性試験成績	急性神経毒性試験	原体	1種の供試動物(通常、ラット)	
急性遅発性神経毒性試験成績	急性遅発性神経毒性試験	原体	1種の供試動物(通常、ニワトリ)	農薬G L P 基準に適合 した試験施 設
90日間反復経口投与毒性試験成績	90日間反復経口投与毒性試験	原体	2種の供試動物(通常、ラット及びイヌ) (ただし、当該農薬の剤型、使用方法等からみて、人が当該農薬の成分物質を長期にわたり摂取するおそれがないこと等の理由により安全と認められる場合には、1種の供試動物)	
21日間反復経皮投与毒性試験成績	21日間反復経皮投与毒性試験	原体	1種の供試動物(通常、ラット、ウサギ又はモルモット)	
90日間反復吸入毒性試験成績	90日間反復吸入毒性試験	原体	1種の供試動物(通常、ラット)	
反復経口投与神経毒性試験成績	反復経口投与神経毒性試験	原体	1種の供試動物(通常、ラット)	

28日間反復投与遅発性神経毒性試験成績	28日間反復投与遅発性神経毒性試験	原体	1種の供試動物（通常、ニワトリ）	農薬G L P 基準に適合した試験施設
1年間反復経口投与毒性試験成績	1年間反復経口投与毒性試験 （1年間反復経口投与毒性／発がん性併合試験）	原体	2種（通常、ラット及びイヌ）なお、1種については、発がん性試験と併合して実施することができる。）	
発がん性試験成績	発がん性試験	原体	2種の供試動物（通常、ラット及びマウス）なお、1種については、1年間反復経口投与毒性試験と併合して実施することができる。	
繁殖毒性試験成績	繁殖毒性試験	原体	1種の供試動物（通常、ラット）	
催奇形性試験成績	催奇形性試験	原体	2種の供試動物（通常、ラット及びウサギ） なお、繁殖毒性試験を実施する場合には、1種は繁殖毒性試験と同一种・系統の供試動物とする。	
変異原性に関する試験成績	(1)復帰突然変異試験	原体	1例（細菌を用いて実施）	
	(2)染色体異常試験	原体	1例（哺乳類培養細胞を用いて実施）	
	(3)小核試験	原体	1例（哺乳動物を用いて実施）	
生体機能への影響に関する試験成績	生体機能影響試験	原体	1例（各検査項目に適した動物種を用いて実施）	
動物代謝に関する試験成績	動物代謝試験	放射性同位元素で標識した有効成分等又は非標識の有	1種の供試動物（通常、ラット）	

		効成分等		
植物代謝に関する試験成績	植物代謝試験	放射性同位元素で標識した有効成分等又は非標識の有効成分等	申請に係る適用農作物が属する植物群ごとに、1種類以上の農作物を選定して行う。	
土壌中動態に関する試験成績	好氣的湛水土壌中動態試験	放射性同位元素で標識した有効成分等又は非標識の有効成分等	1例	
	好氣的土壌中動態試験	放射性同位元素で標識した有効成分等又は非標識の有効成分等。 ただし、好氣的湛水土壌中動態試験の結果、必要があると認められる場合には、当該試験により検出された主要代謝物についても実施。	1例	
	嫌氣的土壌中動態試験	放射性同位元素で標識した有効成分等又は非標識の有効成分等。 ただし、好氣的湛水土壌中動態試験の結果、必要があると認められる場合には、当該試験により検出された主要代謝物についても実施。	1例	
水中動態に関する試験成績	加水分解動態試験	放射性同位元素で標識した有効成分等又は非標識の有効成分等	1例	
	水中光分解動態試験	放射性同位元素で標識した有効成分等又は非標識の有効成分等	1例	
水産動植物への影響に関する試験	(1)魚類急性毒性試験	原体及び製剤	被験物質ごとに1例 (原体についてはコイ又はメダカ(ヒメダカ)を用いて実施)	
		原体	任意 (ブルーギル、ニジマス、グッピー、ゼブラダニオ、ファットヘッドミノーのうち任意の種を用いて実施)	
	(2)魚類(ふ化仔魚)急性毒性試験	原体	1例	
				農薬G L P基準に適合した試験施設
				農薬G L P基準に適合した試験施設

	(3) ミジンコ類急性遊泳阻害試験	原体及び製剤	被験物質ごとに1例 (原体についてはオオミジンコを用いて実施)	農薬G L P 基準に適合した試験施設
	(4) ミジンコ類(成体)急性遊泳阻害試験	原体	1例	
	(5) ミジンコ類繁殖試験	原体	1例	
	(6) 魚類急性毒性・ミジンコ類急性遊泳阻害共存有機物質影響試験	原体	1例(メダカ(ヒメダカ)又はオオミジンコについて実施)	
	(7) ヌマエビ・ヌカエビ急性毒性試験	原体	1例	
	(8) ヨコエビ急性毒性試験	原体	1例	農薬G L P 基準に適合した試験施設
	(9) ユスリカ幼虫急性遊泳阻害試験	原体	1例	
	(10) 藻類生長阻害試験	原体及び製剤	被験物質ごとに1例 (原体については緑藻(<i>Pseudokirchneriella subcapitata</i> (旧学名: <i>Selenastrum capricornutum</i>))を用いて実施)	
水産動植物以外の有用生物への影響に関する試験	(1) ミツバチ影響試験	原体又は製剤	1例	特に規定しない
	(2) 蚕影響試験	原体又は製剤	1例	
	(3) 天敵昆虫等影響試験	原体又は製剤	双翅目、膜翅目、半翅目、鞘翅目、脈翅目、ダニ目及びクモ目の中から2目3種選定	
	(4) 鳥類影響試験			
	① 鳥類強制経口投与試験			
	② 鳥類混餌投与試験			

有効成分の性状、安定性、分解性等に関する試験	色調・形状・臭気・スペクトル・融点・沸点・蒸気圧・水に対する溶解度・有機溶媒に対する溶解度・土壌吸着性・オクタノール／水分配係数・密度・加水分解性・解離定数・熱に対する安定性・水中光分解性に関する試験・生物濃縮性試験	有効成分等の純品（「純品」とは、原則として純度98%以上の物質）（有効成分の純品による実施が困難な場合には、原体。なお、有効成分が複数の化学物質により構成されており、それぞれを分離できる場合には、分離した物質）	被験物質ごとに1例	農薬GLP基準に適合した試験施設（色調、形状及び臭気に関する試験は除く。）
環境中予測濃度算定に関する試験	(1)水質汚濁性試験	製剤	2例	環境中予測濃度算定に関する試験を適正に実施する能力を有する試験施設
	(2)模擬水田を用いた水田水中農薬濃度測定試験	製剤	2例	
	(3)実水田を用いた水田水中農薬濃度測定試験	製剤	2例	
	(4)模擬圃場を用いた地表流出試験	製剤	1例	
	(5)ドリフト試験	製剤	3例	
	(6)河川における農薬濃度のモニタリング	製剤	2例	

● 農薬登録における作物分類について

農林水産省は、平成20年度の「農薬登録制度に関する懇談会」において、農薬登録に必要な作物残留試験の例数について議論が行われ、

その結果、

1. 作物を介した農薬の摂取量のより正確な推定及び残留農薬基準値の設定に使用するため、作物の生産量に応じて作物残留試験の例数を増やすこと
2. 一方で、単に試験例数を増やすだけでなく、試験で得られたデータをより有効に活用するため、国際的に行われている作物グループによる農薬登録の導入を検討すること

が必要とされたことを受けて、平成 23 年 4 月 1 日付けで、農薬の登録申請の際に提出が必要な作物残留試験の例数を見直しました（「農薬の登録申請に係る試験成績について」（平成 12 年 11 月 24 日付け 12 農産第 8147 号農林水産省農産園芸局長通知）及び「農薬の登録申請に係る試験成績について」の運用について」（平成 13 年 10 月 10 日付け 13 生産第 3986 号農林水産省生産局生産資材課長通知））。

このたび、作物グループによる登録を進めるため、その基礎となる作物分類を作物の種類ごとに作成し、案ができたものから順次、公表することとし、作物分類の目的、分類の基本的な考え方及びこれまでに作成した作物分類案を掲載しています。

作物分類案については、

http://www.maff.go.jp/j/nouyaku/n_sassin/sakumotu.html

で確認できます。

● 和歌山県でウメ輪紋ウイルスに感染した植物が確認されました

農林水産省は、平成 25 年 5 月 24 日、和歌山県でウメ輪紋ウイルス（プラムポックスウイルス）に感染したウメが見つかったと発表しました。

概要は次の通り。

農林水産省は、平成 25 年 5 月 24 日、和歌山県からウメ輪紋ウイルスの感染が疑われるウメが見つかったとの通報を受け、遺伝子診断を行った結果、このウイルスに感染していることを確認しました。

農林水産省は和歌山県と協力して、感染が確認された園地の周辺の調査を実施し、感染が確認された植物の処分を行うこととしています。

なお、このウイルスは、植物に感染するものであり、ヒトや動物に感染しませんので、果実を食べても健康に影響ありません。

1. 経緯

- (1) 平成 21 年 4 月、東京都青梅市のウメでウメ輪紋ウイルスによる植物の病気（ウメ輪紋病）の発生を国内で初めて確認しました。
- (2) 農林水産省は、国内での本病の発生の有無を確認するため、各都道府県と連携し、国内の生産園地（果実生産園地、苗生産園地など）や観光園地での調査を継続して実施しています。
- (3) これまでの調査で、広域に感染植物が確認された東京都及び兵庫県では、このウイルスの根絶のため植物防疫法に基づく緊急防除を実施しています。
- (4) 平成 25 年 5 月 23 日、和歌山県が、和歌山市のウメの果実生産園地でこのウイルスに感染したおそれのある植物を確認しました。
- (5) 平成 25 年 5 月 24 日、神戸植物防疫所が遺伝子診断を実施した結果、1 本のウメでウイルスに感染していることを確認しました。

2. 対応

- (1) 農林水産省は和歌山県と協力して、ウメ輪紋ウイルスの感染を確認した果実生産園地の周辺の調査を実施し、感染範囲及び感染植物を特定し、処分することとしています。

(2) 引き続き、農林水産省は、このウイルスの感染が疑われる症状のウメやモモなどの情報を広く一般の方から求めています。

3. ウメ輪紋ウイルスについて

(1) ウメ輪紋ウイルスは、ウメやモモなどの果樹に感染し、被害を与えることが知られています。

(2) このため、このウイルスの国内でのまん延を防止するためには、感染した植物を早期に発見し、早期に処分することとしています。

(3) このウイルスに感染したウメやモモでは、葉に緑色の薄い部分ができる症状（退緑斑紋）やドーナツ状の輪ができる症状（輪紋）を現すこと、またセイヨウスモモでは果実が成熟前に落果することが知られています。

- ・このウイルスは、果実からウメやモモなどの植物に感染することはありません。
- ・このウイルスは、特定の植物（ウメやモモなどのサクラ属植物など）に感染するものであり、ヒトや動物に感染しませんので、果実を食べても健康に影響ありません。
- ・ウメ輪紋ウイルスの感染が疑われる症状がありましたら、農林水産省（消費・安全局植物防疫課、植物防疫所）又は都道府県（病虫害防除所など植物病虫害の担当部局）に御連絡をください。

● 病虫害発生予察情報「特殊報」について

農林水産省及び都道府県は、農作物の生育状況などを調査して、これに基づく情報を関係者に広く提供する「病虫害発生予察事業」を実施しています。

「発生予察情報」には、病虫害の発生に関する情報を定期的に発表される「発生予報」、病虫害が大発生することが予想され、早急に防除措置を講ずる必要が認められる場合に発表される「警報」、警報を発表するほどではないが、重要な病虫害が多発することが予想される場合に発表される「注意報」及び、それまで未発生 of 病虫害を発見した場合、重要な病虫害の生態及び発生消長に特異な現象が認められた場合に速やかに発表される『特殊報』があります。

平成 25 年 1 月以降、都道府県が発表している『特殊報』は次のとおりです。

日付	府県名	作物	病虫害
4. 16	愛知	イチジク	イチジクモザイク病
4. 22	栃木	トルコギキョウ	チャノキイロアザミウマ 新規系統
5. 27	和歌山	ウメ	ウメ輪紋病
5. 31	徳島	チャ	チャトゲコナジラミ

5.31	大分	ピーマン（夏秋作）	ワタアブラムシ （ネオニコチノイド系薬剤に対する感受性低下個体群）
5.31	大分	トマト	トマト黄化病
6.3	神奈川	トマト	トマト萎凋病レース3

● 使用制限のかかる農薬変更登録情報

農薬の登録内容は、必要に応じて見直しが行われます。農薬を適正に使用する上において特に使用制限となる変更には留意が必要です。

ここでは、平成25年3月以降に使用制限となった農薬をまとめてみました。農薬の使用にあたっては農薬のラベルを再度確認し、適正使用に留意して下さい。

農薬名 (商品名)	変更内容 (今回の使用制限変更にかかる部分のみ)	理由	変更(予定)日
トルネードエースDF	作物名「きく」を削除する。	1	平成25年5月29日
Zボルドー	作物名「かき」を削除する。	1	平成25年6月12日
まるぼうずDX ネコソギトップRX	作物名「樹木等」の適用雑草名「一年生広葉雑草」について、使用量を「15～30g/m ² 」から「5～15g/m ² 」に変更する。	2	平成25年6月12日
バイデートL粒剤	<ul style="list-style-type: none"> ・「きゅうり」の使用時期「は種前又定植前」における本剤の使用回数を「2以内」から1へ変更 ・「すいか」の使用時期「は種前又定植前」における本剤回数を2以内から1回以内へ変更する。 ・「きゅうり」及び「すいか」のオキサミルを含む農薬の総使用回数を「2回以内(育苗期の株元処理は1回以内)」から「1回」へ変更する。 	1	平成25年6月26日
ペフラゾエート乳剤	<ul style="list-style-type: none"> ・作物名「シクラメン」を「シクラメン(施設栽培)」に変更する。 	1	平成25年6月26日

変更理由 1：登録維持に必要な資料整備に経費と時間を要するため。

2：低薬量で効果が認められたことから、過剰散布を回避するため。

● 食品・添加物等規格基準の改正について

厚生労働省は、食品、添加物等の規格基準（いわゆる「農薬残留基準」）を順次、設定・改訂して公表している。

最近、設定・改訂し公表したものは次のとおり。

・平成25年5月15日、農薬アラクロール、クレソキシムメチル、クロマフェノジド、サフルフェナシル、シフルメトフェン、スピロメシフェン、トリフルラリン、フェンブコナゾール、プロスルホカルブ、ペンチオピラド、ミルベメクチン及びメタフルミゾンについて食品中の残留基準を設定しました。

● 協会からのお知らせとお願い

1 通常総会・臨時理事会、が開催されました

平成25年6月12日、公益社団法人緑の安全推進協会として初めての通常総会が東京・南青山会館で開催されました。議事は、平成24年度事業の経過及び収支報告が承認されたほか、辞任される理事（福林憲二郎氏、安部素生氏、廣瀬 薫氏、常木洋和氏）を補充するため、新たに神山洋一氏、貫 和之氏、藤井常宏氏、内田又左衛門氏を選任しました。

総会終了後、新理事を加えた臨時理事会が開催され、欠員となった副会長に神山洋一氏が、専務理事に内田又左衛門氏が選出されました。

2 「緑の安産管理士会」役員会が開催されました。

平成25年6月13日、「緑の安全管理士会」の役員会が緑の安全推進協会において開催されました。議題は、平成24年度の緑の安全管理士会の活動報告及び収支決算が報告・承認されたほか、25年度の支部活動計画、25年度の支部役員を選任、支部活動活性化策の話し合いが行われました。

その概要は次の通りです。

(1) 平成25年度「緑の安全管理士」支部大会及び研修会開催日程

以下の日程で開催することとした。

支部名	開催日時	開催場所
北海道	25年11月26日（火）	ホテル札幌ガーデンパレス
東北	11月28日（木）	ホテル白萩
関東・甲信越①	11月27日（水）	北とぴあ
関東・甲信越②	12月6日（金）	北とぴあ
東海・北陸	12月9日（月）	名古屋企業福祉会館
近畿	26年1月24日（金）	新梅田研修センター
中国・四国	1月23日（木）	オルガホール
九州・沖縄	1月22日（水）	天神クリスタルビル

(2) 「緑の安全管理士」認定研修会開催日程

研修会名	開催日時	開催場所
第35回認定研修会	24年12月2日(月)～ 4日(水) 3日間	共栄火災海上保険(株) 8階研修室(東京新橋)

(3) 平成25年度「緑の安全管理士」役員

次の方々(敬称略)が役員に就任されています(2年任期)。

会長：筒井 孝宣 副会長：水流 昇

支部	支部長	副支部長	
北海道	弓削 知憲	関 澄之	篠原 友行
東北	太田 博	正木 吉範	
関東・甲信越	筒井 孝宣	舟山 茂	
東海・北陸	三島 公明	大石 浩	
近畿	奥西 正夫	紀平 茂男	大島 英樹
中国・四国	小郷 巧	神庭 圭一	
九州・沖縄	水流 昇	吉見 哲郎	藤田 昇二

(4) 支部の活性化等について

支部活動の活性化について、各支部の特徴を活かした活動について、組織・支部の運営等について各支部長から支部状況等の報告の後、各支部長のご意見をいただき今後の課題とすることにした。

また、緑安協で検討を進めている新規事業について、その概要が紹介された。

3 「緑の安全管理士」の皆さんへのお願い

(1) 「みどりのたより」への投稿のお願い。

種々の場面で活躍されている緑の安全管理士の皆さんの相互の情報交換あるいは意識の向上を目的に、“みどりのたより”に皆さんの現場での活動状況を掲載することとしました。管理士の皆さんの投稿をお待ちしております。

(2) 緑の安全管理士の皆さんのメールアドレス登録のお願い

緑の安全管理士の活躍の場を広げ、社会の期待に応じてその存在をアピールしてゆくため、地域における管理士としての組織的な活動を強化してゆくことが必要ではないかと考えております。

そこで、管理士の皆様に、E-mailのアドレスを登録していただき、地域の会員相互の連絡ネットワークを構築し、それを手掛かりに、地域活動の展開を図ることとしたいと思います。お届けいただいた管理士の皆様には、農薬登録情報など、随時、最新の情報もお届けします。これまで35回にわたり【(公社)緑の安全推進協会からのたより】を発信しました。

管理士の皆様には、この趣旨をご理解のうえ、①氏名、②ご自身のメールアドレス、③管理士番号、④現在の県名を記載したメールを次のアドレスに送付し、メールアドレス等の登録をお願いします。

メールの送付先： midori-kanrishi@midori-kyokai.com

(3) 「緑の安全管理士」の所属等変更届けについて

「緑の安全管理士」の届け出事項に変更があった場合は速やかに事務局までご連絡下さい。連絡は、郵便、FAX 又は電子メールでお願いします。当会のホームページで届出書をダウンロード、印刷してご記入の上お送り下さい。

(4) 「緑の安全管理士」認定証をなくされた方へ

「緑の安全管理士」の認定証の再発行を希望される方は、「再発行願い」に必要な事項を記入の上、写真 2 枚、再発行料金(1,000 円)を添えて事務局まで提出ください。「再発行願い」用紙はホームページからもダウンロードできます。

不明な点は事務局にお問い合わせください。

(5) 「緑の安全管理士」資格有効期限と資格復活を希望される方へ

「緑の安全管理士」資格の更新できなかった方で、資格復活を希望される方は事務局あてにご相談下さい。資格は一時失効となりますが、条件によっては次年度の更新研修会への参加資格を授与します。

4 講師派遣事業について

(公社) 緑の安全推進協会では、農薬安全対策事業の一環として「無料の講師派遣事業」を展開しています。

都道府県・地方自治体・学校、関係団体・一般市民等が実施する研修会・勉強会等への講師派遣のご希望がございましたらお申込み下さい。講演内容に応じた適任の講師を派遣いたします。また、管理士のみなさんのお知り合いの方で、講習会や研修会などを企画されている方がおられれば講師派遣事業を紹介してください。

本事業についての詳細はホームページをご覧ください。ご質問、申し込み等の相談は担当者（尾関又は石島）にお気軽にご連絡下さい。

電話番号： 03-5209-2511

FAX 番号： 03-5209-2513

メール： ishijima@midori-kyokai.com

5 農薬でんわ相談室について

農薬の使用者や一般市民の方々からの農薬に関するの電話による疑問・質問、相談に無料で応じています。疑問・質問などをどこに聞いたら良いか不明の際は、気軽にお尋ね下さい。

電話：03-5209-2512

6 緑の安全推進協会の出版物などのご案内

(1) グリーン農薬総覧（2013年総合版）

芝、緑地、公園樹木類の病害虫及び雑草防除に使用する農薬を解説した「グリーン農薬総覧」は、ゴルフ場、造園業、防除業等に携わる方々の必携の書として広くご利用いただいております。

芝・樹木防除分野（家庭園芸薬剤も含む）の該当薬剤を全て網羅した「グリーン農薬総覧 2013 年版（総合版）」は 3 月上旬の刊行し、現在、好評販売中です。

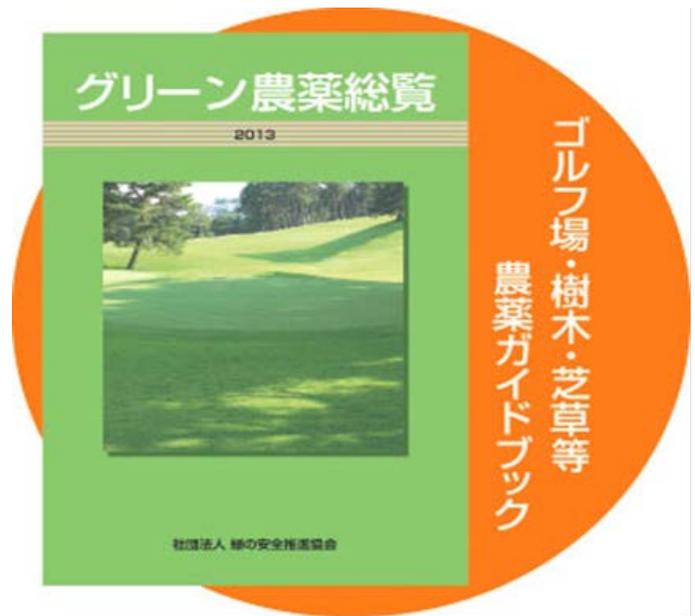
今回改定した総合版の主な内容は次のようになっています。

1. 前回刊行以降新しく登録になった農薬(2012年12月末まで)並びに適用拡大・縮小、販売中止等の変更のあった農薬の改訂内容等、特長、使い方のポイントなど(今版から、農薬の登録番号を記載しました。ゴルフ場において、農薬の使用計画書の提出にあたってご活用いただけます)
2. 掲載農薬の芝、樹木以外に登録適用のある作物名の掲載
3. 樹木・樹木類(ばら、観葉植物含む)の病虫害及び雑草防除の手引き
4. 成分名から商品名の索引、残留基準(殺虫剤、殺菌剤、除草剤)、関連法規、通達事項など
5. その他

芝、樹木関係の緑の保全に関する座右の書としてご活用ください。

現在、販売中です。受注次第、順次発送させて頂いております。

これらの出版物についてのお問い合わせ・お申込みは当協会(03-5209-2511)まで

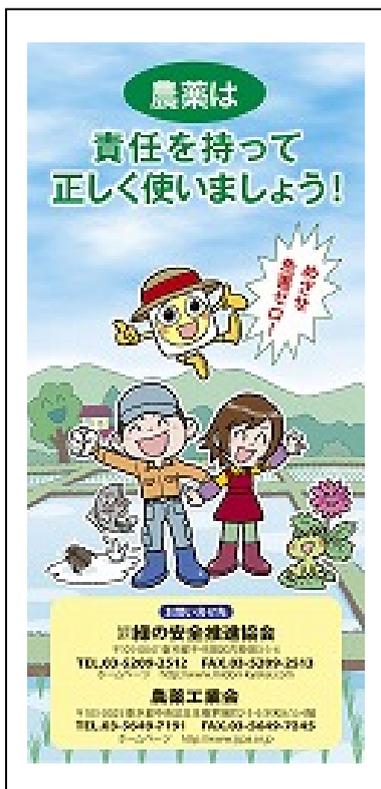


(2) 農薬の安全使用等についての「リーフレット」

(公社)緑の安全推進協会では、農薬工業会と連携して、農薬の役割、安全性の確保、適正な使用方法などについてわかりやすく解説した次のようなリーフレットを作成し、広く知識の普及、啓蒙に関係者の方々に紹介し、各種イベントでの配布、講習会、研修会、勉強会等で利用していただいています。リーフレットは無料です。

ご希望の方はリーフレットの種類、必要数、使用目的、配布対象、送付先等をご記入の上、当協会まで FAX 03-5209-2513 にてお申込ください。

詳細については(公社)緑の安全推進協会事務局までお問い合わせ下さい。



リーフレットの記載内容は、当会のホームページでご確認いただけます。
ご確認下さい。

http://www.midori-kyokai.com/topix/topix_leaf.html

みどりのたより

第57号

発行日 平成 25 年 6 月 25 日

発行 公益社団法人緑の安全推進協会
〒101-0047 東京都千代田区内神田 3-3-4
(全農薬ビル5階)

TEL 03-5209-2511
FAX 03-5209-2513
ホームページ <http://www.midori-kyokai.com>